

# 2007 年米国特許法セミナー

KSR 判決、Medimmune 判決、そして Seagate 判決など、この半年ほどの間に、長年にわたって数々の判例の積み重ねによって築かれた米国での判例法の常識を覆す判決が下されています。その上に 2007 年 11 月に予定されているルール改正に続いて、現在提案されている先願主義への移行を含めた、特許法の改革と言っても過言ではない米国特許法の改正案。米国の特許法がもの凄い勢いで変わっています。

この変化の中、特許出願、拒絶通知への対処、権利化、ライセンス交渉、侵害警告書、そして侵害訴訟に与える影響や対処法などを実務経験豊富な米国弁護士が英語と日本語で注意や問題点を指摘しながらご説明致します。

## 龍神国際特許事務所 \* Day Pitney 法律事務所共催

開催日：2007 年 11 月 2 日（金） 13:30-17:00	会場：秋葉原コンベンションホール 5 階-会議室 5-B 東京都千代田区外神田 1-18-13 秋葉原ダイビル （JR 秋葉原駅前） 会場地図 <a href="http://www.akibahall.jp/data/kotsu.html">http://www.akibahall.jp/data/kotsu.html</a>
13:00 受付開始 13:30 - 16:15 セミナー 16:15 - 16:30 Q&A 16:30 - 17:00 簡単なレセプション	

講師： Day Pitney 法律事務所 ニューヨーク・オフィス知的財産・特許部門  
ニューヨーク州弁護士 リンゼイ・アダムス (Lindsay Adams, Esq.)  
ニューヨーク州弁護士 ロバート・ノートン (Robert Norton, Esq.)

モデレーター： 龍神国際特許事務所  
弁理士・ニューヨーク州弁護士 龍神 嘉彦

セミナー・プログラム：

午後 1 時 30 分 - 午後 4 時 15 分 セミナー 2 時間 45 分（日本語の通訳・解説付き）

・ KSR 判決後の審査官と特許庁の対応、The Board of Patent Appeals and Interferences の判決に見る KSR 判決の解釈、そして連邦地方裁判所、連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) が KSR 判決をどのように解釈しているか。自明性の基準を 40 年前の基準に戻した KSR 判決が米国での機械系、電気系そして、ケミカル系特許の権利化に与える影響。そしての侵害訴訟の中で特許の無効を主張する際に与える影響など。

・ Medimmune 判決が与えるライセンス交渉への影響。ライセンス提供をするだけで確認訴訟の対象になるのか？今後ライセンス契約を交わす場合に確認訴訟に引き込まれないための対応や注意点。連邦地方裁判所そして、連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) が KSR 判決をどのように解釈しているか。

・ Seagate 判決が故意侵害の判断基準に与える影響。故意侵害を立証することは本当に難しくなるのか？新商品を製造・販売する前に、警告書を受け取った際に鑑定書は今後にも必要なのか？特許侵害で提訴された場合、または侵害者を提訴する場合の鑑定書の役割、重要性はどのように変わるのか？

・ 輸出侵害の基準は Microsoft v. AT&T によって変わったのか？日本企業に与える影響、注意すべき点など。

・ Festo 判決－均等論と予知性 (Forseeability) についての最新の解釈。

・ 米国特許法、2007 年のルール改正の概略、そして、先願主義への移行も含めた米国特許法の改革案の最新動向、そして、日本からの出願に与える影響など。

午後 4 時 15 分－午後 4 時 30 分 Q&A 15 分

米国特許法に関連する質問に日本語で講師がお答え致します。

午後 4 時 30 分から簡単なレセプションを行います

・ 参加費無料

・ 先着 60 名様までの受付

申し込み方法は下記の項目の情報を、ai@ryujinpatent.com にメールにてご送付下さい。折り返し受け付け確認のメールをお送りします。

貴社名	参加者名	
住所		
部署・役職名	電話番号	E-Mail アドレス

お問い合わせ先：龍神国際特許事務所 国際部 川股（かわまた）Tel: 03-5203-1555